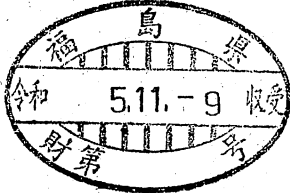


入札参加資格制限措置に係る苦情申立書

令和5年11月8日

福島県知事 御中



〒979-0603

福島県双葉郡楡葉町大字井出字八石83

加藤建設株式会社

代表取締役 加藤 大蔵

入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第3条第1項の規定に基づき下記のとおり申し立ていたします。

記

第1 申立てに係る措置

添付令和5年10月30日付「工事等請負業者入札参加資格制限通知書」記載のとおり（5財 第1446号）。

第2 申立の趣旨及び理由

1 申立の趣旨

工事番号：第19-41370-0397号における弊社の行為が、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第1の1の2（虚偽記載）の中のロ「工事着手後に発注者の調査により虚偽記載の事実が判明し、受注者の過失が特に大きいと認められるとき」に該当するとして、9カ月の入札参加資格制限を受けましたが、弊社は、形式的には「加藤・開東特定建設工事共同企業体」（以下「本件JV」）の代表構成員ではあるものの、本件JVは、実質的に、開東産業株式会社により、①下請業者の選定、②下請契約の締結、③下請業者への支払、④下請報告書を含む各種書類の提出が行われたのであり、弊社において、本件JVを組んだ開東産業株式会社への監視・監督義務はあるものの、弊社が積極的に、虚偽記載等をしたことはありませんでした。

また、注文者による調査が行われるまで、開東産業株式会社と A社 との支払状況等を、弊社として覚知することが出来なかったのであって、「受注者の過失が特に大きい」には該当しないものと思料します。

開東産業株式会社と A社 や B社 との間の詳しい契約内容や、詳しい支払状況などについて、開東産業株式会社から、報告を受けておらず、発注者が今回の調査する前に、弊社が、自らの意思で積極的に、虚偽内容を報告することは不可能であって、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第1の1の2（虚偽記載）の中の「ロ」（9カ月）を適用することは、比例原則に反する措置であると思料します。

2 申立の理由

(1) 加藤・開東特定建設工事共同企業体名で、工事番号：第19-41370-0397号（以下

「本件工事」)を落札した後、開東産業株式会社の営業部長であるC氏から、①下請業者の選定、②下請契約の締結、③下請業者への支払、④下請報告書を含む各種書類の提出等を、開東産業株式会社側に任せてほしい旨をお願いされ、弊社は、人手不足という事情もあり、同申出に応じました。

- (2) 開東産業株式会社側で選定した下請業者が、C氏と交流のあったA社でした。開東産業株式会社が、本件JVがあるにも関わらず、弊社の承諾や確認をもらうことなく、A社との間で、契約締結等を進めたことは、令和3年3月11日付注文書(甲1)の発注者が、本件JV名ではなく、開東産業株式会社名のみで注文し、同様に、A社が同日付で作成した注文書(甲2)の名宛人も、本件JVではなく、開東産業株式会社のみになっていることから推察できると思います。また、同注文書(甲1)の印影も、弊社の印影はなく、開東産業株式会社の印影のみです。このように、本件工事は、実質的には、開東産業株式会社とA社の二者間で進められ、適宜、開東産業株式会社から、弊社に、報告・確認が行われるはずでした。
- (3) しかし、結果的には、開東産業株式会社からの弊社への報告は不十分であり、下請業者との契約内容、支払状況、相殺状況、書類の提出状況などについて、具体的な報告はありませんでした。弊社としては、中心となって本件工事を進めていた、開東産業株式会社から、十分な報告が無い以上、本件通知書で指摘されているような「一次下請負人との間で金額の増工、工期の延長の変更契約」も認識しようがありませんでした。確かに、弊社にも、本件JVを組む開東産業株式会社への監視・監督義務や、下請業者への配慮義務はありましたが、弊社は、積極的に「虚偽報告」をしているという認識も無ければ、「虚偽の契約書類」であることの認識(故意)もありませんでした。
- (4) さらに、「別の一次下請人と間で3回に渡って交わしている変更契約」とありますが、別の一次下請業者とは、B社のような業者を選定したことや、3回にわたり変更契約をしたことは、開東産業株式会社において行われたものであり、弊社は、このような事実経緯を認識しておりませんでした(開東産業㈱にご確認いただければ分かると思います。)
- (5) 「虚偽報告」とは、虚偽であることを認識しながら、あえて虚偽報告したことについての悪質性を捉えて、入札参加資格制限が課せられるものであると思います。虚偽報告をしていることを認識せず、JVの相手方(開東産業㈱)の監視が不十分であったことにより、9ヵ月もの長きに渡る入札参加資格制限が課せられることは、憲法上保障された「財産権」や「営業の自由」を実質的に制限することに他なりません。
- (6) 弊社としては、代表者自ら、現場に毎日のように行き、安全管理・品質管理・工程管理などをしていましたが、開東産業株式会社とA社との間の契約締結状況、支払状況、相殺状況などについてまでは把握することが出来ず、結果的

様式 1

に「虚偽報告」を探知することが出来ませんでした。このように本件では、弊社は、積極的に虚偽報告を実行したことはなく、このような事案において、「受注者の過失が特に大きいと認められるとき」に該当すると判断されたことに納得が出来ないことから、本件苦情申立を行う次第です。

(添付資料)

- (1) 令和 5 年 10 月 30 日付「工事等請負業者入札参加資格制限通知書」
- (2) 令和 3 年 3 月 11 日付注文書
- (3) 令和 3 年 3 月 11 日付注文請書